平成２８年（フ）第２５１号
佐賀市大和町大字尼寺1138番地14　エレガンス大和Ⅲ203、前住所佐賀市大和町大字尼寺2669番地１
債務者　上村　利菜（旧姓北島）
１　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
佐賀県小城市芦刈町芦溝840番地12　芦刈ひなた213号
債務者　田中　富子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
和歌山市松島242番地
債務者　美容室しげのこと　茂野　敬子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３６号
和歌山市木ノ本147番地５
債務者　茂野美知子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６７号
和歌山市冬野1375番地　見橋団地10号
債務者　穂積　優子（旧姓中居）
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０３号
和歌山県有田郡有田川町大字清水676番地２小原団地２号、前住所和歌山県有田郡有田川町大字清水980番地４
債務者　ボトルハウスユーミンこと　吉岡　由美
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２７号
和歌山市岡山丁80番地
債務者　大𠮷　明代
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３０号
和歌山市納定95番地、前住所和歌山市禰宜1134番地12
債務者　吉村　悦子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６３１号
神奈川県小田原市扇町２―29―８　パラシオ２―E、住民票上の住所山梨県甲府市湯村３丁目12番24号
債務者　大森　俊博
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１４号
静岡市清水区能島197番地の１　清水能島団地318号
債務者　堀　みつゑ
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月30日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２号
栃木県栃木市岩舟町静1269番地１　静セントラルハイツＡ203、従前の住所栃木県栃木市岩舟町静1549番地６
債務者　横山　秀行
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３０号
大分県杵築市大字杵築328番地１
債務者　黒龍水産こと　阿部　耐貫
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第８５８７号
東京都品川区大井５丁目28―18―302
債務者　渡邉　昭彦
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５８８号
東京都江東区森下５丁目８－５―202
債務者　早川　洋光
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５８９号
東京都江戸川区西葛西５丁目８－２―1307
債務者　筒井ヨツ子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１号
岡山市東区宍甘60番地５佐藤借家12号室
債務者　髙橋　利和（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部